

日 時：令和5年11月1日（水）14：30～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員

松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、大槻審議官、森川総務課長、吉屋参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官

○森川総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第259回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は二つございます。

議題1「社会保険診療報酬支払基金（医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務）の全項目評価書（PMH-IDの払い出し事務に伴う評価の再実施）等の概要説明について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 番号法の規定により、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有しようとするときや、重要な変更を加えようとするときには、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられております。社会保険診療報酬支払基金が実施する「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務」については、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で委員会の承認を受けることが必要となります。

今回、社会保険診療報酬支払基金から当委員会に対し、当該事務についての全項目評価書が提出されました。つきましては、個人情報保護委員会議事運営規程第9条の規定に基づき、当該事務に重要な変更を加える契機となった医療費助成、予防接種、母子保健に係る情報連携制度及び当該制度で用いられることとなるPMHというシステムについて概要を説明していただくため、デジタル庁の上田参事官に、また、提出された全項目評価書の内容等について概要を説明していただくため、社会保険診療報酬支払基金の清水情報化企画部長に御出席いただきたいと考えております。

○丹野委員長 ただいまの説明のとおり、個人情報保護委員会議事運営規程第9条の規定に基づき、デジタル庁職員及び社会保険診療報酬支払基金職員に会議に出席いただいてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○丹野委員長 それでは、出席を認めます。

（デジタル庁職員及び社会保険診療報酬支払基金職員入室）

○丹野委員長 事務局からの説明のとおり、本日は、デジタル庁の上田参事官並びに社会保険診療報酬支払基金の清水情報化企画部長に御出席いただきました。それでは、まず、医療費助成、予防接種、母子保健に係る情報連携制度の概要及び当該制度で用いられることになるPMHについて、デジタル庁の上田参事官から説明をお願いいたします。

○上田参事官 ありがとうございます。デジタル庁の参事官の上田でございます。本日はよろしくをお願いいたします。

私のほうから、Public Medical Hub、我々はPMHと呼んでおりますが、そちらの概略を御説明させていただきたいと思っております。

スライドの2枚目でございます。医療分野（医療費助成、予防接種、母子保健）でのマイナンバーカードを活用したデジタル化の推進、今、これを進めておりまして、その先行事業という形で事業を予定しております。

先行事業は、主に三つの分野がございまして、国の公費負担医療や地方単独の医療費助成、予防接種、母子保健、この3分野なのですけれども、この分野について自治体・医療機関間の情報連携基盤、これをPublic Medical Hubと呼んでいますが、このPMH、また、マイナンバーカードを活用したデジタル化の取組を今年度から先行的に実施していく。この取組を進めるに当たっては自治体の公募で進めていくといったものでございます。公募は既に行っておりまして、16自治体87医療機関を採択して、今年度中の事業開始に向けてPMHの開発を進めていくということにしております。

本事業のメリットは、左下でございますけれども、医療費助成においては、患者がマイナンバーカードを受給者証として利用して医療機関で受診できるようにすることでございます。また、予防接種や母子保健、こちらについては事前に予診票や問診票をスマホで入力できます。また、マイナンバーカードを接種券・受診券として利用できるようにする、また、その後、マイナポータルから勧奨通知を行ったり、接種履歴や健診結果をリアルタイムでマイナポータル上で国民の方が確認できるようにする、そういったことでございます。

スライドの3枚目でございます。こちらは対象分野のもう少し細かいところがありますが、表のとおりでございます。医療費助成として、国公費、地方単独のもの、また、予防接種については、A型の定期接種、母子保健については妊婦健診と乳幼児健診をそれぞれ対象としているところでございます。

次にスライドの4枚目でございます。こちらに自治体の名前が書いてございまして、先行実施に参加しております自治体と対象事務の表になってございますが、医療費助成5団体、予防接種9団体、母子保健9団体が先行実施の対象という予定でございます。

次のページ、スライドの5枚目ございまして、これがPMHのシステムの構成図でございます。大まかに概要が書いてございますが、まず、準備段階として、自治体の業務システムのほうからPMHに情報が連携されて、医療保険者等向け中間サーバー等においてPMH-IDが採番され、それぞれオンライン資格確認等システムとPMHに格納されます。その上で、医

療機関やマイナポータルからマイナンバーカードを利用することで、PMHの情報連携が実施されます。また、PMHから資格情報や健診結果等が提供されます。こういったことで、PMHは情報連携の基盤の役割を担っていくことになるということでございます。

スライドの6枚目は右上に出典が書いてあります、内閣総理大臣を本部長とする医療DX推進本部の資料でございますが、こちらの赤枠に囲んでいるところはPMHの今後のスケジュールということで、今年度希望する自治体で先行実施がされ、次年度以降は課題を改善しつつ、順次大幅に拡大していくことを予定しているということでございます。また、その拡大に当たっては、自治体システムの標準化の進捗も踏まえつつ、令和8年度以降に全国に展開を目指していくということでございます。ここまでが概要説明でございます。

続きまして、資料1-2で「各事務におけるPMHの構成例」について御説明をさせていただきたいと思っております。めくっていただいて、こちらが公費医療費助成の際の構成例ということでございます。まず、この構成例については図のとおりでございますが、順を追って御説明させていただきたいと思っております。なお、地方単独公費につきましては、番号法第9条第2項に基づく独自利用事務として条例制定がされていることを前提としております。また、図の中段付近の赤の点線より上部については従前の事務を示しており、赤の点線より下部が、今回、PMHにより追加されるもの、また、情報連携の流れとなつてございまして、PMHによって直接特定個人情報連携される流れを赤線で書いているところでございます。

まず一つ目として、特定個人情報の登録・管理の流れというのを御説明したいと思っております。図の右側のオレンジ色の箇所、自治体の業務システムのところですが、自治体の業務システムからPMHに対して特定個人情報の登録がなされます。ちょうど「アップロード」と書いてある「①特定個人情報の登録・管理」のところでございます。自治体は、PMHを活用した情報連携の準備のために、PMHへ本事務対象者の個人番号を含む対象者情報と、公費医療資格情報等の紐付け及び登録を行います。データはLGWAN回線等の閉域網を経由して安全に連携され、また、PMHへ登録された個人情報は、アクセス制御により適切に管理されるということでございます。なお、PMHは、デジタル庁が開発しますが、PMHの利用に当たって、自治体から国に委託をするといった構成にしておりまして、公費医療費助成以外の事務においても同様でございます。

次に、流れとして「②PMH-ID採番依頼」、表の下のほうの部分になりますけれども、PMHに特定個人情報が登録されると、PMHは情報連携に必要な識別子であるPMH-IDの採番をするため、医療保険者等向け中間サーバー等に個人番号を連携します。そして、PMH-IDの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバー等は、PMH-IDを採番して、個人番号とともにPMHに回答し、PMHは、回答されたPMH-IDを内部に格納します。医療保険者等向け中間サーバー等は、情報連携の準備のため、PMH-IDと既存の紐付番号、これはオンライン資格確認の当初からの番号ですが、この紐付番号と紐付けて、オンライン資格確認等システムへ連携します。なお、本業務につきましては、デジタル庁から社会保険診療報酬支払基金へ再委託する前提としておるところでございます。公費医療費助成以外の事務にお

いても同様でございます。

次に「③マイナポータルからの資格確認」ということで、真ん中のところでございます。オンライン資格確認等システムは、紐付番号をキーに、マイナポータルとオンライン資格確認等システムで共有する識別子である仮名識別子とPMH-IDを紐付けてマイナポータルに連携をいたします。マイナポータルは、新たにPMHとマイナポータルで共有する識別子であるPMH仮名識別子を生成し、PMH-IDと紐付けてPMHに連携します。

また、マイナポータルでは、マイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号と仮名識別子、これがもう既に紐付いているため、以降、住民がマイナポータル経由で自身の公費医療資格情報をPMHに照会し確認することが可能になるということでございます。なお、初回の連携後に、マイナポータル上からPMH-IDは削除されますので、マイナポータル上でPMH-IDがずっと保持されるということはありません。

次に「④医療機関からの資格確認」、左の方でございます。オンライン資格確認等システムは、紐付番号をキーにマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号とPMH-IDを紐付けて保管していきます。そうした上で、医療機関の顔認証端末からマイナンバーカードでログインすると、オンライン資格確認等システムは、マイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号からPMH-IDを特定し暗号化することで、医療機関システム等で一時的に利用できる識別子、これをPMH連携キーと呼んでいます。PMH連携キーを生成し医療機関システムに応答します。

医療機関システムは、オンライン資格確認等システム経由でPMHに、PMH連携キーで公費医療費助成の資格情報を照会し、PMHはPMH連携キーを復号して、PMH-IDに紐付く資格情報を医療機関に応答します。なお、PMH連携キーは一時的なもので、都度作成され、利用後に削除されます。

以後、医療機関システム等を利用して、受診者がマイナンバーカードで認証し、同意することで、医療機関は公費医療資格情報の確認が可能となり、医療機関は必要に応じて電子カルテ、電子レセプトに資格情報の取り込みを行います。

次に、予防接種の場合の構成例を説明させていただきます。こちらについても図にお示しのとおりでございますが、先ほどの公費医療費助成と同様、図の中段付近の赤の点線より上部については従来の事務の範囲、赤線より下の部分については、PMHにより追加される構成及び情報連携の流れを示しているところでございます。また、直接、特定個人情報が連携される流れは赤線で示しているところでございます。

まず、先ほどと同様の流れになりますが「①特定個人情報の登録・管理」のところから始まります。右上の自治体の業務システム、オレンジ色のところでございますけれども、こちらの方からPMHに対し特定個人情報の登録がなされることとなります。自治体は、情報連携の準備のために、PMHへ本事務対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票の情報、また、接種記録情報等の紐付け及び登録を行います。

なお、自治体は、医療機関等から登録された接種記録等をダウンロードし、既存の業務

システムへの取り込みも行います。これは先ほどの公費医療のところはアップロードでしたが、こちらはダウンロードも行うということでございます。

また、データはLGWAN回線等の閉域網を経由して安全に連携され、また、PMHへ連携された個人情報、アクセス制御により適切に管理されるということで考えております。

また、「②PMH-IDの採番」のところでございますが、PMHに特定個人情報が登録されると、PMHは、情報連携のために必要な識別子のPMH-IDを採番するため、医療保険者等向け中間サーバー等に個人番号を連携して、PMH-IDの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバー等はPMH-IDを採番し、個人番号とともにPMHに回答し、PMHは回答されたPMH-IDを内部に格納いたします。

また、医療保険者等向け中間サーバー等は情報連携の準備のため、PMH-IDと既存の紐付番号を紐付けてオンライン資格確認等システムへ連携します。

その後、「③マイナポータルへの通知」及び「④マイナポータルからの入力・取得」のところでございます。オンライン資格確認等システムでは、公費医療費助成の場合と同様に、紐付番号をキーに、マイナポータルとオンライン資格確認等システムで共有する識別子である仮名識別子とPMH-IDを紐付けて、マイナポータルに連携いたします。マイナポータルは、新たにPMHとマイナポータルで共有する識別子であるPMH仮名識別子を生成して、PMH-IDと紐付けてPMHに連携します。

また、マイナポータルでは、マイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号と仮名識別子が既に紐付いているため、以降、マイナポータルとPMHが連携可能となり、PMHがマイナポータル経由で住民向けの通知を行うことや、住民がマイナポータル経由でPMHの予診票情報を入力したり、自身の接種記録情報をPMHに照会し確認することが可能となります。なお、初回の連携後、マイナポータル上からPMH-IDは、こちらの予防接種も同様に削除されますので、マイナポータル上でPMH-IDが保持されることはありません。

また、「⑤医療機関からの入力・取得」ということで、医療機関では別途開発される医療機関用アプリを利用し、マイナポータル経由でPMHへ接続いたします。マイナポータルでは、マイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号とPMH仮名識別子が既に紐付いているため、医療機関が医療機関用アプリを利用し、マイナポータル経由で接種時に住民から本人同意を得て、マイナポータルから事前入力された予診票情報や接種記録の入力・取得を行うことが可能ということでございます。

なお、次に、母子保健事務の構成例を示させていただいておりますが、こちらについては予防接種の場合と同様になっております。予診票が問診票になっているのと接種記録が健診結果となるということ以外は同様でございますので、説明は割愛させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

続いて、御提出いただいた全項目評価書の概要について、社会保険診療報酬支払基金の

清水情報化企画部長から説明をお願いいたします。

○清水部長 社会保険診療報酬支払基金の情報化企画部長の清水でございます。よろしく  
お願いいたします。

私から、もう一つの資料でございますけれども、医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関します特定個人情報保護評価書（全項目評価書）につきまして、御説明を申し上げたいと思います。

PMHに関します概要は、先ほどデジタル庁の上田参事官より御説明がございましたので、私からは、こちらの評価書に沿って御説明をさせていただきたいと思います。

こちらの評価書ですが、今回、医療保険者等向け中間サーバー等におきまして、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の追加に伴い、修正させていただいたものでございます。まず、特定個人情報ファイルを取り扱う事務につきましては、10ページを御覧いただけますでしょうか。こちらの「（別添1）事務の内容」の図の右下に、今回、医療保険者等向け中間サーバー等と、特定個人情報の連携先としてPMHが追加されているということになります。

具体的な事務でございますが、23ページを御覧ください。こちらは「PMH-ID払い出し、送付及び保有事務」のフローでございます。医療保険者等向け中間サーバー等は、PMHより受領いたしました個人番号より、資格履歴ファイルにて管理しています医療保険者等の加入者を個人番号によって特定し、PMH-IDを払い出し、受領した個人番号とともにPMHへ返却するというものでございます。なお、特定個人情報の連携ではございませんが、払い出したPMH-IDと資格履歴ファイルで保持する紐付番号を、オンライン資格確認等システムへ連携し、オンライン資格確認等システムは、顔認証付きカードリーダーやマイナポータルから照会があった際に、PMH-IDを返却し、PMH-IDを利用した資格確認や予診票の確認等の業務を可能とするということも併せてしております。

次にリスク対策について御説明させていただきます。69ページを御覧ください。特定個人情報の入手に係るリスク対策でございます。

「2. 特定個人情報の入手」の「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」について御説明申し上げます。一つ目の項目に「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」というところがございます。こちらの二つ目のポツを御覧ください。払い出し対象者の特定個人情報でございますが、PMH-ID払い出し依頼に基づきまして、PMH利用者である自治体システムより入手するということとなりますことから、自らの操作によって特定個人情報を入手するのではないということとなっております。

また、同じページの「リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク」の部分でございますが、その一つ目の項目として「リスクに対する措置の内容」というところがございます。こちらの二つ目のポツに記載がございまして、PMHからの情報の入手というのは、デジタル庁が定めたインターフェース仕様によって行われるということになりますので、不

適切な方法による入手はできない仕組みということとなっております。

次に、70ページの「リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク」のところを御覧ください。入手の際の本人確認措置につきましては、各自治体システムに対象者を登録する過程において本人確認を実施し、個人番号の真正性を担保するというものとなっております。

続きまして、72ページを御覧ください。特定個人情報の使用におけるリスク対策でございます。「リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク」の二つ目の項目に「事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容」という部分がございます。こちらのポツの三つ目でございます。オンライン資格確認等システム側からPMHへは、医療助成の有効期限等の照会や、当該照会に対する回答を受領した処理結果電文、こういったものを除きまして、アクセスしないように制御をしております。

また、一番下のポツにございますが、運用支援環境からPMHに対しては、デジタル庁が定めたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目を返却するというようにシステムの的に制御しておりますので、事務に必要な情報との紐付けは行えない仕組みとなっております。

続きまして、同じページの「リスク2：権限のない者によって不正に使用されるリスク」のところを御覧ください。医療保険者等向け中間サーバー等で扱う特定個人情報に対する権限管理につきまして、今回、変更はございませんが、一つ目の項目といたしまして「ユーザ認証の管理」の「具体的な管理方法」の下から三つ目のポツを御覧ください。システム操作や特定個人情報へのアクセスを行う前にログイン操作を行いまして、運用管理端末の操作者を認証するようシステムで制御し、ログインには生体認証を利用しております。また、その下の二つのポツでございますが、運用管理端末を利用する必要がある職員を特定いたしまして、個人ごとにIDを割り当て、なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止しております。

75ページを御覧ください。「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」に関してでございます。こちらも今回変更はございませんが、上から三つ目の項目「特定個人情報ファイルの取扱いの記録」のところに記載しておりますとおり、運用・保守等業務の委託先事業者の操作履歴はシステムで記録してございまして、不正な操作が行われないよう監視をしており、特定個人情報をお預かりするという立場を踏まえた対応を行っております。

続きまして、77ページを御覧ください。今回、特定個人情報の提供という事務が発生してございますので、リスク評価を行っております。具体的には、PMH-IDの払い出し事務において、PMHより受領した個人番号を、PMH-IDと合わせてPMHへ返却するというものとなっておりますが、こうしたことにより特定個人情報の提供を行うことになっていることとございます。

「リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク」を御覧ください。一つ目の項目として「特定個人情報の提供・移転の記録」に記載がございまして、特定個人情報の提供に関

する記録を残してございまして、トレーサビリティの観点で対策を実施してございます。

次に「リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク」を御覧ください。一つ目の項目「リスクに対する措置の内容」に記載がございまして、情報の受け渡しに関しましては、アクセス制御を適切に行ってございまして、提供先であるデジタル庁が、公費実施機関の委託を受けて特定個人情報を取り扱っていることを確認してございます。

次に「リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク」を御覧ください。一つ目の項目「リスクに対する措置の内容」の一つ目のポツに記載がございまして、PMHへ提供する個人番号は、PMHから受領した個人番号を加工することなく返却しており、誤った情報を提供するリスクはございません。

次に、79ページを御覧ください。「特定個人情報の保管・消去」に関して御説明いたします。まず「リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」の「⑤物理的対策」の中の②でございまして、こちらも今回変更はございませんが、主な対策といたしまして、クラウド環境にアクセスできる運用・保守拠点におきましては、電子錠による入退室制限等の物理的なアクセス制御手段により、許可された利用者のみが入退室できるようになってございます。また監視カメラ等による入退室及び室内映像の収集をしてございまして、入退室の記録を取るということでリスクを回避してございます。また、同じページの「⑥技術的対策」の⑫でございまして、医療保険者等向け中間サーバー等とPMHとの通信は、閉域網を経由してございまして、かつ、アクセス制御により接続先が限定され、暗号化によりデータ転送の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしております。

最後に、111ページを御覧ください。こちらも今回変更はございませんが、「その他のリスク対策」の「1. 監査」の「①自己点検」の具体的なチェック方法のところに記載しておりますとおり、情報セキュリティポリシー、運用規則等に基づきまして、医療保険者等向け中間サーバー等の運用に携わる職員、また、運用保守事業者に対しましては、情報セキュリティ管理担当者等が、職員が行う自己分析の結果を集約し、分析・評価の上、ポリシーと実態との整合を図る材料とし、また、情報セキュリティ管理者等に点検結果及び自己点検の結果、明らかになった問題点の改善を報告するよう自己点検を実施してございます。

以上、私からの御説明を終了させていただきますが、説明させていただきましたリスク対策を含めまして、こちら本評価書に記載の対策を確実に実施することで特定個人情報の適切な取扱いに全力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、御審議のほど、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいま、デジタル庁の上田参事官並びに社会保険診療報酬支払基金の清水情報化企画部長に御説明いただきましたが、これらの説明につきまして、皆様のほうから御質問、御意見をお願いしたいと思います。

高村委員、お願いします。

○高村委員 委託関係における責任の分界点について、1点質問させていただきます。

ただいまの御説明によりますと、PMHにおける委託関係においては、公費実施機関等が委託元、デジタル庁が委託先、支払基金が再委託先ということですが、仮にこのPMHを活用した事務において漏えい等が発生した場合、公費実施機関等、デジタル庁、支払基金は、それぞれ、どのような要因があれば責任を負うことになるのでしょうか。責任の分界点について具体的に御説明をお願いいたします。

○丹野委員長 お願いいたします。

○上田参事官 御質問、ありがとうございます。

PMHの利用及び情報連携に当たりましては、地方公共団体からデジタル庁へ委託、デジタル庁から支払基金、運用保守事業者へ再委託することとなっており、各々が契約内容に基づいて各業務を適切に遂行する責任を負うほか、デジタル庁は地方公共団体と連携・協力し、事業が滞りなく実施されるよう中心となって調整する役割を担っています。

個別の事象に応じた責任の所在について、地方公共団体は、特定個人情報ファイルの保有者であり、PMHへ連携するデータの管理や正確性などに責任を持ち、地方公共団体担当者による不正やアカウント管理の不備等に起因するインシデントの場合は、地方公共団体に責任の所在があります。

デジタル庁はPMHの設計・開発を万全の対策を講じて行っていくところ、その中で、システムの脆弱性が原因となってインシデント等の問題が発生した場合については、デジタル庁に責任の所在があると考えています。

支払基金は、PMH-IDの採番処理機能及び医療保険者等向け中間サーバー等とオンライン資格確認等システムなどの連携に責任を持ち、医療保険者等向け中間サーバー等やオンライン資格確認等システムの脆弱性、また、職員の不正やアカウント管理の不備等に起因するインシデント等の問題が発生した場合については、支払基金及び再委託をしたデジタル庁に責任の所在があると考えています。

また、運用保守事業者は、PMHの運用・保守に責任を持ち、不適切なユーザID・権限管理や運用管理、従業員の不正利用に起因するインシデント等の問題が発生した場合につきましては、運用保守事業者又は再委託したデジタル庁に責任の所在があると考えております。

以上のように整理されると考えておりますが、インシデントの内容等によりケースごとに異なるものと考えられますので、個別ごとに適切に対応したいと考えています。

○高村委員 ありがとうございます。

○丹野委員長 ほかにどなたかございますでしょうか。

大島委員、お願いいたします。

○大島委員 御説明、ありがとうございました。

PMHを活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、デジタル庁はPMH-ID採番、送付及び保有事務を支払基金に再委託していくことになることと理

解しました。特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保等、支払基金における各リスク対策については、ただいま説明いただいたところではありますが、デジタル庁は再委託先である支払基金への管理・監督責任をどのように遂行するのか具体的に御説明いただければと思います。

○丹野委員長 お願いします。

○上田参事官 ありがとうございます。

まず前提としまして、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」や「デジタル庁における特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」等に基づいて対応する予定ではありますが、管理・監督義務を担保するために、再委託の契約書に、「再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うこと」や、「従業員に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での情報収集の禁止を徹底すること」を定めるほか、その実行を担保するため、再委託先の特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検を実施すること、こちらは年1回程度又は随時を予定しており、また、セルフチェックによる点検を実施し、必要に応じて訪問確認をすること、また、点検後に改善事項が確認された場合において改善を指示した場合には、改善状況のモニタリングを行うことなどを想定しています。

以上です。

○丹野委員長 よろしいですか。

○大島委員 はい。ありがとうございます。

○丹野委員長 ほかにどなたか。

中村委員、どうぞお願いします。

○中村委員 共通基盤であるPMHに格納される特定個人情報の管理について、そして、番号法第9条第2項に基づく条例の整備等について、合わせて2点ほど質問させていただきます。まず1点目の質問ですが、デジタル庁が構築するPMHには、地方公共団体など多数の公費実施機関等の特定個人情報が格納されることとなります。デジタル庁は、委託に伴い提供された特定個人情報について、PMH内でどのようなアクセス制御を行うのか、また、デジタル庁はどのような場合にPMH内の特定個人情報を取り扱う可能性があるのか、具体的に御説明ください。

次に2点目の質問ですが、地方公共団体がPMHを活用して地方単独の医療費助成事務を行う場合、番号法第9条第2項に基づく条例の整備が必要となります。今般の実証実験参加機関は当然のこと、今後本格運用に向けて参加する機関が、この条例を整備したうえで参加していることをデジタル庁としてどのように確認するのか、具体的に御説明ください。

以上です。

○丹野委員長 お願いいたします。

○上田参事官 まず、アクセス制御に関しては、PMHに地方公共団体職員が直接アクセスするケースにおいては、市区町村ごと、業務ごとのアクセス制御がアカウントごとに設定さ

れます。そのため、地方公共団体職員は、当該地方公共団体の自らの対象業務の情報にしかアクセスできません。

また、デジタル庁が特定個人情報を扱う可能性についてでございますが、デジタル庁から委託を受けた運用事業者が障害対応や運用上のデータメンテナンス等を実施する際に特定個人情報を取り扱う可能性があります。そういった場合であっても、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」や「デジタル庁における特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」等に基づき適切に対応する予定でございます。

次に条例の整備状況の確認に関してですが、地方公共団体への説明会等において、地方単独医療費助成の場合におけるPMH導入の前提条件として条例整備が必要な旨を周知するとともに、申請時において条例の整備状況、未整備の場合は条例整備の予定時期を確認することとしております。さらに、条例が整備されたことをデジタル庁に連絡してから特定個人情報である本番データの作成・投入を実施することとしております。

○中村委員 ありがとうございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたかございますでしょうか。

梶田委員、お願いします。

○梶田委員 御説明、ありがとうございます。

ユーザである、医療機関等における人的ミス発生防止のための対策について、質問をさせていただきます。予防接種・健診受診の際には、医療機関等においてタブレットに搭載されたアプリ等を用いてマイナンバーカードを読み取ることにより、住民が事前に入力した予診票情報等を取得する事務フローが想定されています。この場面では多人数が同じタブレットを使用することが想定され、アプリのログアウト漏れ等による情報の取り違えといった人的ミスの発生も考えられます。医療機関等における人的ミス発生を防止するためにどのような対策を行うのか、具体的に御説明いただきたいと思っております。

以上です。

○丹野委員長 お願いします。

○上田参事官 ありがとうございます。まず前提としまして、マイナポイントや公金受取口座に関するトラブルがありました。これらに係る端末は本人による操作を基本としており、様々な方が操作していたことに対し、PMHの端末については医療従事者が一貫してタブレットを操作します。PMHでは、そもそも健診等の対象者ごとの画面のログイン・ログアウトという操作は行いません。また、医療従事者が一覧から対象者を選択して健診結果を入力し、入力後は自動的に対象者一覧に戻るため、引き続いて他人の結果を入力することができない画面遷移となっておりますので、ログアウト漏れによる誤入力はありません。

一方で、対象者の取り違えについては、まず、医療現場では起こってはならないものであり、現在の電子カルテの運用等においても医療従事者は、氏名の確認の徹底等により患

者の取り違えの防止を教育され、実行されている状況であり、PMH・タブレットの運用においてもこれを徹底することとしています。さらに、体系的な対応として、結果の入力後に氏名をポップアップさせて確認することや、QRコードの付与・番号札の交付など効果的な防止策を、先行事業の開発・実施の中で検討・検証していきたいと考えています。

○丹野委員長 よろしいでしょうか。

○梶田委員 はい。大丈夫です。

○丹野委員長 ほかにどなたか。

浅井委員、お願いします。

○浅井委員 御説明、ありがとうございました。

PMH-IDは、多数の国民に付与されるIDであります。そもそもPMH-IDが漏えいしないようにするための対策や、万が一PMH-IDが漏えいした際に、芋づる式に他の個人情報も漏えいしないようにする対策について、具体的に御説明いただければと思います。

○丹野委員長 よろしくお願いします。

○上田参事官 ありがとうございます。

PMH-IDは、医療保険者等向け中間サーバー等とオンライン資格確認等システムで共有される紐付番号等と同様に、PMH、医療保険者等向け中間サーバー等とオンライン資格確認等システムの内部でのみ取り扱われ、PMHやオンライン資格確認等システムを利用する職員においても知覚することはできません。

また、医療機関や住民が外部からPMHへ情報照会する場合は、PMH-IDを暗号化した使い捨てのPMH連携キー又はPMH-IDとは全く異なる識別子であるPMH仮名識別子を利用してマイナポータルAPIを経由した通信経路に限定されていることから、安全性が高いと考えています。

○浅井委員 ありがとうございます。

○丹野委員長 ほかにどなたか。

小川委員、お願いします。

○小川委員 評価書記載のリスク1について、1点質問させていただきます。

御説明にもございましたが、評価書の72ページで、「リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク」への対策として、オンライン資格確認等システム側からPMHへはアクセスしないよう制御することが記載されています。この措置が、なぜ目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策になるかについて、具体的に説明いただければと思います。

以上です。

○丹野委員長 お願いいたします。

○清水部長 ありがとうございます。

オンライン資格確認等システムからPMHが保有する情報へのアクセスができないように制御しています。ただし、「医療費助成の有効期限等の照会」及び「当該照会に対する回

答を受領した処理結果電文」についてはアクセスが可能となっておりますが、これら自体はPMHが保有する情報への直接のアクセスではありません。

具体的に申し上げますと、医療費助成の有効期限等の照会として、PMHが保有する医療費助成の有効期限等の情報をやりとりするインターフェースがあり、こちらはオンライン資格確認等システムとPMHの間で事前に定めています。従って、事前に定められた情報以外はアクセスすることができない仕様になっており、加えて、そうした医療費助成の有効期限等の照会以外のインターフェースにはアクセスすることが許可されていない仕組みとなっております。

以上でございます。

○丹野委員長 よろしいですか。

ほかにどなたか。

藤原委員、お願いいたします。

○藤原委員 どうも御説明、ありがとうございました。

支払基金が保有する個人番号の正確性の担保の取組についてお伺いします。PMH-ID採番処理の流れにおいては、デジタル庁から連携された個人番号をキーにして支払基金が保有する資格履歴ファイルの個人番号を特定して、当該個人番号とPMH-IDが紐付けられるシステムであることを理解しました。そうしますと、支払基金が保有する個人番号の正確性が担保されていることが重要であります。つまり、個人番号の正確性が担保されていることが、制度がうまく働くための前提となると考えられますが、この支払基金が保有する個人番号の正確性をどのように担保されるのかについて、具体的に御説明いただければと思います。

○丹野委員長 お願いします。

○清水部長 御質問、ありがとうございます。

昨今、システムへの誤登録等の問題が取り沙汰されておりますが、登録する情報の真正性の確保が求められていると理解しています。これにつきましては政府全体として取組を進めていると理解しており、具体的には、令和5年6月21日にデジタル大臣を本部長とする「マイナンバー情報総点検本部」が開催され、健康保険証の紐付け誤りの事案の概要・原因・対策が示されたところであり、この本部で示された方針に基づき支払基金としても取組をしています。

具体的には、全保険者に対して、住所等を確認せずに3情報のみの一致によりJ-LISから個人番号を取得する等、加入者のデータ登録を行う際の厚生労働省が示している事務処理要領とは異なる方法で行ったことがなかったかどうかを確認するよう要請しました。これに該当する保険者に関しては、J-LIS照会によって5情報の一致等の確認を行うよう要請し、10月までに一通り確認を行っています。

さらに、登録済みデータ全体に関して、J-LIS照会を行い、住民基本台帳の情報と医療保険者等向け中間サーバー等の情報を突合することを行い、異なる個人番号が登録されてい

る疑いがあれば、確認を行い必要な措置をとる。こちらは9月よりJ-LIS照会を開始しており、今年度中には一通りの確認が完了する予定です。

さらに申し上げますと、来年の4月からは、新規に医療保険者等向け中間サーバー等に登録される加入者情報についても、全件J-LIS照会を行い、突合チェックを行うことを予定しており、現在、そのためのシステム開発を行っています。

以上でございます。

○藤原委員 ありがとうございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかに追加の質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、私からも一言コメントさせていただきたいと思います。

この制度の導入によって、公費負担医療、地方単独の医療費助成、さらに予防接種において、マイナンバーカードを受給者証、接種券として活用できるようになるなど、国民の利便性向上が期待されています。

なお、実証実験といえども個人番号を利用することに変わりはなく、特定個人情報の取扱いが適正に行われるよう、本格運用と変わらない姿勢で、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、必要な対策を行うことが重要であります。

また、PMHから誤った情報を提供しないためには、支払基金が保有する個人番号について正確を期する必要があるところであり、医療保険者等と連携し、被保険者の個人番号について紐付け誤りが発生しないような仕組みの構築にしっかりと取り組んでいただくことが重要です。

本件については、本日の説明内容を踏まえ、評価書の審査を進めていくことといたします。ほかに質問がないようですので、質疑応答はこれまでとさせていただきます。

それでは、デジタル庁の上田参事官並びに社会保険診療報酬支払基金の清水情報化企画部長、本日はありがとうございます。御退席ください。

(デジタル庁職員及び社会保険診療報酬支払基金職員退室)

○丹野委員長 よろしいですか。

それでは、引き続き事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 全項目評価書等の概要説明は以上となります。

本日の説明及び質疑応答の内容等を踏まえ、事務局において評価書の内容の精査を進めてまいります。後日、精査結果を御説明の上、御審議いただきたいと考えております。また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、準備が整い次第、委員会ホームページで公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

それでは、本日御説明いただいた全項目評価書の精査結果については、後日説明を受け

審査をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。先ほど事務局から説明がありましたとおり、本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会ホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

それでは、議題2「特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和4年度の特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告につきまして、説明させていただきます。本報告につきましては、平成29年度から実施され、今回で7回目の報告となります。

「1. 対象機関」につきまして、都道府県、市区町村及び基礎項目評価書を提出した教育委員会等の2,206機関を対象としてございます。

「2. 報告結果等」について、令和5年3月31日現在における安全管理措置の実施状況、データ入力業務における委託・再委託の実施状況及び保護評価の実施状況について報告を求め、おおむね必要な措置が講じられていることを確認いたしました。

報告結果につきましては、次のページの別紙で説明させていただきます。

「1. 安全管理措置の実施状況」について説明いたします。「規程及び事務の範囲」につきましては、ほとんどの機関が「実施済」又は「実施予定」と回答してございました。全ての機関において速やかに規程等の整備が行われるよう、必要に応じて個別に助言等を行うことを考えてございます。

続きまして「研修」について説明させていただきます。研修につきまして、ほとんどの機関が「実施済」又は「実施予定」と回答してございました。研修を開催していない機関におきましては、「研修を実施するための体制が整備されていない」、「専門性が高いため外注したいが予算不足で実施できなかった」等の回答がありました。「実施できない」と回答している機関に対して、専門的な知識がなくとも研修を実施できるよう、研修資料等を提供し、必要に応じて個別に助言等を行うということを考えてございます。

続きまして「管理状況の把握」について説明させていただきます。「管理状況の把握」は、ほとんどの機関が「実施済」又は「実施予定」と回答してございます。未実施の機関においては、「実施するための体制が整備できていない」、「知識を持つ職員が少ない」等の回答がございました。これらの対応といたしまして、監査及びログの分析等の手法が分からない機関でも、それらを実施できるよう手引書を提供するとともに、個別に助言等を行うことを考えてございます。

次に「システム及び機器等の管理」について、ほとんどの機関が「実施済」又は「実施予定」と回答しておりました。①の未実施の機関においては、「予算の都合により実施で

きない」等の回答があり、対応といたしまして、予算措置を講じるまでの代替措置に関する参考資料を提供する等、必要に応じて個別に助言等を行うということを考えてございます。

続きまして「2. データ入力業務における委託及び再委託の実施状況」についてです。初めに「委託先における特定個人情報等の取扱状況の確認」についてです。①の事前確認については、ほとんどの機関が「実施」と回答していました。②の委託先の取扱状況の把握について、「実施」と回答した機関においては、具体的に「委託先からの報告」や「委託先への現地確認」等の確認方法を採用していました。

次に「再委託の許諾手続及び再委託先における特定個人情報等の取扱状況の確認」についてです。①の「許諾手続」については、全ての機関が「実施済」と回答していました。②の「許諾前における再委託先の事前確認」と、③の「委託先の再委託先に対する監督状況の確認」については、「未実施」となっている機関においても、「再委託先の安全管理措置の実施状況を令和5年度から確認する」等の回答がありました。委託・再委託先の特定個人情報等の取扱状況の把握について、「実施していない」と回答した機関を中心に手引書等を提供し、個別に助言等を行うことを考えております。

続きまして「3. 保護評価の実施状況」についてです。今年度の報告においては、令和4年度に事後評価の対象となり得ると整理された事務について、保護評価の実施状況の調査を実施いたしました。円グラフについてまずは説明させていただきます。それぞれ青色は、保護評価が「実施済み」、赤色は、保護評価が「未実施」である機関数の割合を示しており、白色と灰色の部分は、保護評価の実施が義務付けられていない機関数の割合を示しております。調査を行った5つの事務のいずれについても、「未実施」と回答した機関がありましたが、その大部分が令和5年度中の対応を予定しております。以上、全体としてはおおむね必要な措置が講じられていることを確認いたしました。

引き続き、地方公共団体等における特定個人情報の取扱いがより適切なものとなるよう、都道府県等の協力も得ながら各種の取組を実施してまいります。なお、本報告につきましては、委員会後、報道発表を予定してございます。

報告は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

大島委員、お願いします。

○大島委員 御説明ありがとうございます。2点申し上げたいと思います。

まず一つ目ですが、地方公共団体等における特定個人情報の安全管理措置等への対応状況は年々改善しており、全体的には向上しているように見受けられます。一方で、項目ごとの実施状況を見ますと濃淡があると言えます。今回の報告で把握できた、取組の不十分な機関に対して、引き続き、特定個人情報の安全管理措置等を徹底させるように努めていただきたいと思います。

もう一つは、特定個人情報保護評価の事後評価についてであります。昨年度は、定期報告で未実施と回答した機関を対象に、全ての機関が評価実施済みとなるまで、事務局においてフォローアップが行われたとのこと。今回の調査は令和5年3月31日時点のため、現時点では既に実施済みの機関も少なくないと想定されますが、速やかな実施が求められる事後評価について未実施のものがある状態は遺憾なことと思います。昨年度と同様、今回の報告対象である、令和4年度に新たに事後評価の適用対象となった事務についても、追加で実施状況を調査するとともに、着実な実施を促していただきたいと考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

御報告、ありがとうございます。

それでは、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上になります。

本日の会議はこれで閉会といたします。